

農地中間管理事業による農用地等の貸付希望申出書

令和 年 月 日

- ・本調書提出後、農地の状況を精査の上、茨城県農林振興公社(茨城県農地中間管理機構)の定める基準により、借受けが可能なかの判断を行います。
・借受けが可能となった場合(貸借が成立した場合)は、改めて御連絡いたします。
・なお、機構が借り受けるまでの農用地等の管理は、引き続き貸付希望者側でお願いいたします。

1 農地の貸付希望申出者(農地の所有者等)

住所	(〒〇〇〇-△△△△) 〇〇市〇〇町〇〇〇〇番地					
フリガナ	イバラキ タロウ	年齢	電話番号	〇〇-△△△-〇〇〇	携帯番号	〇〇〇-△△△-〇〇〇
氏名	茨城 太郎		〇〇 歳			

2 貸付希望農地(所在地、内容)

農地番号	市町村	大字	字	地番	登記面積	現況面積	地目 田・畑等	過去3年 以内の 耕作状況	現作物 作物名	収穫量 kg/10a
					m	m				
1	水戸市	上国井町	上国井町	123-4	1,800	1,800	田	有・無・保全	水稻	500
2	水戸市	上国井町	下国井町	569-5	1,580	1,580	畑	有・無・保全	はくさい	6,500
3	水戸市	上国井町	中国井町	654-5	4,100	4,100	田	有・無・保全	水稻	500
計					7,480	7,480				

3 貸付希望農地(賃料、状況等)

上記 2農地 番号	貸し出しの希望(円/1筆)		農地のその他の状況						貸借年数 ※(注5) ※(注6)
	希望賃料 ※(注1) ※(注2) ※(注3)	賃借料情報 ※市町村記載 (A)	土地改良区名、内・外 ※(注4)	相続手続 状況確認	抵当権の 有無 ※差押は不可	地役権の 有無	農地等に 接続して いる道路幅	基盤整備 実施状況	
1	27,000 /1筆	27,000 /1筆	〇〇〇〇 土地・区域外 改良区	済・未済	有・無	有・無	4m	済・未・計画	10年・15年 他()年
2	15,800 /1筆	15,800 /1筆	〇〇〇〇 土地・区域外 改良区	済・未済	有・無	有・無	4m	済・未・計画	10年・15年 他()年
3	玄米360kg /1筆	玄米360kg /1筆	〇〇〇〇 土地・区域外 改良区	済・未済	有・無	有・無	3m	済・未・計画	10年・15年 他()年

(注1) 物納希望の場合は(玄米kg/1筆)などと記載してください。

(注2) 使用貸借(賃料0円)で構わない場合には0円と記載してください。

(注3) 市町村で提示する賃借料情報のおとりで構わない場合には、「A」と記載してください。

(注4) 土地改良区の賦課金の滞納がある場合や差押されている場合、借り受けすることができません。

(注5) 貸借年数は原則10年以上です。

※ 相続未済時は法定持分の2分の1を超える法定相続人の同意が必要です。(その場合20年が上限。全員の同意で20年以上の借受けが可能。)

(注6) 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

4 貸付先として希望する受け手について

※農地の貸付けについては、機構では効果的な面的集積を確保する必要があることから、貸付の相手方を指定することはできませんが、現在受け手として応募している者の中で、希望する受け手がいる場合は御記入願います。

(希望する受け手の氏名)

水戸 太郎

5 その他特記事項(賦課金負担者・除草等地域の協同出役等)

6 注意事項

- 農地中間管理機構が農地の借受けをするために確認が必要なため、農地台帳及び土地改良区の賦課金の納付状況について、当該農地を管轄する市町村及び土地改良区に対しまして、機構で確認を取らせていただきますことに同意いただける場合はこの申出書を提出してください。
- 記入できる農地は、農業振興地域のみです。ただし、農地中間管理事業関連農地整備事業は、農振農用地区域とします。
- 申し出る農地の筆数が様式を超える場合は、別葉にして御提出ください。
- 畑は貸借範囲(境界標等)確認書の提出を求めますので、事前に境界標等を御確認願います。

7 アンケート

このたび、貸付希望申出書を提出するに当たり、農地中間管理事業を何で知りましたか。

- ①新聞 ②ラジオ ③チラシ ④説明会 ⑤市町村・農業委員会 ⑥担い手 ⑦その他()